

- 以下である者であつて、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でないものに限る。(3)において同じ。)を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの
- 6 5 (1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、前年の合計所得金額が地方税法第295条第1項第2号の規定に該当しないものについて、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、5(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、5(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、5(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、5(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の備考5の規定は、平成三十年七月一日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。